

# 「みやざき地頭鶏」指定店認定要領

平成24年 4月1日(制定)：平成25年11月1日(改正)

みやざき地頭鶏事協同組合

## 第1条 趣旨

みやざき地頭鶏事業協同組合(以下「組合」という。)は、「みやざき地頭鶏」ブランドのPRと販売促進ならびに消費拡大を図るため、「みやざき地頭鶏」の価値や組合の趣旨を良く理解し、「みやざき地頭鶏」を専門に消費者に提供する飲食店、販売店を指定店として認定する。

## 第2条 定義

「みやざき地頭鶏」とは、宮崎県畜産試験場川南支場が天然記念物である地頭鶏をもとに育種改良したみやざき地頭鶏種鶏(雄)と九州ロード(雌)を交配してしたひなを組合の飼養管理マニュアルに基づき飼育し、出荷管理マニュアルに基づいて出荷されたものをいう。  
「みやざき地頭鶏」は、特許庁地域団体商標登録(登録第5315957号)により本組合が商標権者となっている。

## 第3条 指定店の認定要件

- 1) 食肉販売店においては、「みやざき地頭鶏」を組合員との直接取引により年間を通じて一定量の購入実績が1年以上あり、常時販売していること。
- 2) 料理店においては、「みやざき地頭鶏」が常時メニューとして提供し、組合員または指定販売店との直接取引により、年間を通して一定量の購入実績が1年以上あること。
- 3) 「みやざき地頭鶏(じとっこ)」を明記し販売していること。「みやざき地頭鶏」以外の鶏を販売している場合は明確に区分して販売していること。
- 4) 組合ホームページに、店舗情報を掲載することを了承すること。
- 5) 組合の主旨を理解し、協力的な店舗であること。

## 第4条 指定店の遵守事項

- 1) 「みやざき地頭鶏」以外の鶏肉及びその加工品を「みやざき地頭鶏」と表示して販売してはならない。
- 2) 他の鶏肉を、「みやざき地頭鶏」と誤解を招くような表現で販売してはならない。
- 3) 「みやざき地頭鶏」のブランドの信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 4) 組合の運営に協力し、組合が主催する事業には積極的に参加すること。

## 第5条 指定店の認定申請

- 1) 指定店の認定を希望する料理店や食肉販売店は、納入元の組合員に別紙の認定申請書を提出する。
- 2) 申請書には、店舗の外観と内部の写真、料理店はさらにメニューを添付すること。
- 3) 組合員は、指定店から提出された申請書に必要事項を記入し押印のうえ、組合へ提出する。

## 第6条 指定店の認定

- 1) 組合は、指定店から提出された認定申請書を審査し、適当と認めた場合は「指定店認定証」を交付することにより認定する。認定証の様式は別に定める。
- 2) 認定の有効期限は、「指定店認定証」に明記された日までとし、自動更新は行わない。

## 第7条 認定の取り消し

- 1) 組合は、認定指定店が第3条に認める要件を満たしていないと判断した場合、または、第4条に違反していると判断した場合には、認定を取り消すことができるものとする。
- 2) 認定を取り消された指定店は、認定証を組合に返還しなければならない。

## 第8条 認定後の支援策

組合は、指定店に対して以下の支援策を行うものとする。

- 1) 「みやざき地頭鶏」のPR資材の提供、指定店統一販売促進物の販売
- 2) 指定店のPR
- 3) その他組合の事業計画に基づき行う支援

## 附 則

- 1) この要領は、みやざき地頭鶏普及促進協議会とみやざき地頭鶏事業協同組合の統合により、指定店認定店舗をみやざき地頭鶏事業協同組合が継続店舗と認めて、平成24年4月1日から施行する。
- 2) この要領を改正し、平成25年11月1日より施行する。  
既存の認定指定店は、改正された要領に基づき、平成25年度中に再認定を行う。

## 補 則

- 1) この要領第3条の(1)および(2)でいう「一定量」とは、「毎週5羽以上又は月間20羽以上」とする。
- 2) 認定の有効期限は、認定した年度から起算して3年目の年度(翌翌年度)までとし、最終年度の3月31日を有効期限として認定書に明記する。

みやざき地頭鶏事業協同組合理事長 殿

申請者名 ⑩

食肉販売指定店 ⑩

組合員名 ⑩

## 「みやざき地頭鶏」指定店認定について（申請）

「みやざき地頭鶏」指定店認定要領第5条の規定に基づき「みやざき地頭鶏」指定店の認定を受けた  
 いので、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 申請者の住所、指定希望店舗の情報

区 分	1. 料理店      2. 食肉販売店      3. 旅館・ホテル他
1 会社名	
2 会社代表者名	
3 会社住所	〒
4 会社電話	TEL (      )      -      FAX (      )      -
5 指定店舗名	
6 指定店舗住所	〒
7 指定店舗電話	TEL (      )      -      FAX (      )      -
8 指定店情報	営業時間：      店休日：
9 店舗URL	
10 組合HP用 PRコメント	

注) 指定を希望する店舗が複数の場合は、上記表の5～7を別表で作成する。

## 2. 販売方法

## 1) 料理店

販売形態      ①鶏肉専門店    ②居酒屋    ③和食    ④洋食    ⑤中華    ⑥旅館ホテル

販売アイテム    メニューを添付する

## 2) 食肉販売店

販売形態      ①店頭販売、②通信販売、    ③店頭&通信販売

販売アイテム    ①生肉      ②加工品（主要商品      ）

## 3. 組合員が記入する欄「みやざき地頭鶏」の販売実績（kg・羽）

組合員名	納入方法	輸送形態	平成 年の販売実績
	毎週 回	①冷蔵 ②冷凍	毎週 羽 / 毎月 羽
	毎週 回	①冷蔵 ②冷凍	毎週 羽 / 毎月 羽
計	毎週 回		毎週 羽 / 毎月 羽

## 4. 誓 約

上記の記載事実に間違いはなく、指定店認定要領を遵守し、組合員と指定店の相互の協力関係を築き、みやざき地頭鶏を核とした日本の食の発展に貢献することを誓います。

みやざき地頭鶏事業協同組合理事長 殿

申請指定店 住 所

氏 名

⑩

## 「みやざき地頭鶏」指定店（変更申請）について

「みやざき地頭鶏」指定店認定要領規定に基づき、「みやざき地頭鶏」指定店の認定を変更したいので、下記のとおり申請いたします。

1. 変更（名称 ・ 住所 ・ 納入元）を変更します。（適した項目に○で記載ください）

## 記

(変更前)	区 分	1. 食肉販売店      2. 料理店      3. その他
	店 舗 名	
	会 社 名	
	所 在 地	〒
	連 絡 先	TEL (            )      — FAX (            )      —
	代 表 者	
	店 舗 住 所	〒
	連 絡 先	TEL (            )      — FAX (            )      —
	納品元	
(変更後)	期 日	平成 年 月 日 より
	区 分	1. 食肉販売店      2. 料理店      3. その他
	店 舗 名	
	会 社 名	
	所 在 地	〒
	連 絡 先	TEL (            )      — FAX (            )      —
	代 表 者	
	店 舗 住 所	〒
	連 絡 先	TEL (            )      — FAX (            )      —
	納品元	

2. 「みやざき地頭鶏」生産者または、納入業者（以下「甲」という。）と指定店舗（以下「乙」という。）の両者間において、以上の申請内容について確認の上認めます。

甲 宮崎県都城市山田町山田 1-1  
川野 郁夫                      ⑩

宮崎県日南市南郷町 1-1  
岩倉 康弘                      ⑩

乙

⑩